

流山市FM推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 ファシリティマネジメント（以下「FM」という。）推進に関して、各種FM施策の実施に向けた検討を行うため、流山市FM戦略会議（以下「戦略会議」という。）の下部組織として、流山市FM推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 戦略会議から依頼された事項を実務的に検討すること。
 - (2) FM施策に関する提案を行うこと。
 - (3) その他FM施策の実施等のために必要な事項に関すること。
- 2 検討状況については、随時、戦略会議に報告すること。
- 3 実務的な検討は、FMワーキンググループへ委任することができる。

(組織)

第3条 推進委員会は委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長とする。
- 3 委員は、別表1に定める者とする。

(委員長及び職務代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 推進委員会には、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、財産活用課に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(別表1) 推進委員会委員

企画政策課長	コミュニティ課長	建築住宅課長
行政改革推進課長	社会福祉課長	まちづくり推進課長
総務課長	子ども家庭課長	道路管理課長
人材育成課長	商工課長	教育総務課長
財産活用課長	環境政策課長	生涯学習課長
財政調整課長	都市計画課長	消防総務課長